鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(基本指針)

- 第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。)を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥 獣保護管理事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項
 - 三 希少鳥獣の保護に関する事項
 - 四 指定管理鳥獣の管理に関する事項
 - 五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理 事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるもの とする。
- 2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
 - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九 条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関 する事項
 - 三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項
 - 四 第九条第一項の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)に関する事項
 - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域がびに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項
 - 六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、 その作成に関する事項

- 七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
- 八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- 九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

- 第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあって は環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければなら ない。
 - 一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
 - 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるもの として環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。
- 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可を しなければならない。
 - 一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。
 - 二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると き(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定め る場合を除く。)。
 - 三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(抜粋)

(許可を受けなければならない捕獲等の目的)

第五条 法第九条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
- 二 愛玩のための飼養
- 三 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止
- 四 鵜飼漁業への利用
- 五 伝統的な祭礼行事等への利用
- 六 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

(販売禁止鳥獣等)

- 第二十三条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であって環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥類の卵であって環境省令で定めるもの(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。
- ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(抜粋)

(販売禁止鳥獣等)

- 第二十二条 法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ (スィルマティクス・ソエンメルリンギィ) <u>及びオオタカ (アキビテル・ゲン</u>ティリス・フジヤマエ) 並びにそれらの卵とする。
- 第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥 獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(抜粋)

(販売の目的)

- 第二十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ(アキビテル・ゲンティリス・フジヤマエ)にあっては、
 - 第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。
 - 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合
 - イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
 - 口 鑑賞
 - <u>ハ</u> 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目 的
 - 二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合
 - イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示
 - 口 鑑賞
 - ハー放鳥
 - <u>ニ</u> はく製
 - <u>ホ</u> 食用
 - へ 羽毛の加工
 - <u>ト</u> 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目 的
- ※下線部は今回の省令改正部分